

2020年5月18日

北海道知事 鈴木 直道 様
北海道教育委員会教育長 小玉 俊宏 様

一般社団法人 北海道手をつなぐ育成会
北海道自閉症協会
北海道小鳩会（ダウン症児・者親の会）
NPO法人 北海道学習障害児・者親の会 クローバー
北海道自閉症協会札幌分会札幌ポプラ会
北海道障害児教育フォーラム実行委員会

新型コロナウイルス感染拡大をめぐる状況下における 障がい児者の学びと仕事、生活を保障するための要請

日々、北海道の教育と福祉の推進と新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染拡大にともなう緊急事態宣言が、当初の5月6日の期限を5月31日まで全国で延長されることになりました。北海道は、札幌圏を中心に感染拡大が続き、特定警戒都道府県に引き続き指定され、それを受けて、北海道内の小中学校、高等学校、特別支援学校の休校も5月31日まで継続されました。

特別支援学校・学級に通う児童生徒や通常学校に在籍する特別なニーズを持つ児童生徒は障がいの状態も多様です。あるはずの学校が休みなっていることや期限の度重なる延期に対して受け入れることが困難であったり、重度重複障がいがあったり、基礎疾患がある児童生徒もあり、個別の配慮が必要になってきます。また、特別支援学校に通う児童生徒は居住地が広域であり、スクールバスでの通学や寄宿舎に入っている通学をしている人も多くいます。そのため、短時間での分散登校では本人や家庭に大きな負担になる場合もあり、また通学が不可能な場合もあります。

放課後等児童デイサービス事業所では多くの児童生徒の受入れをする中で、感染と背中合わせで事業の継続をしています。家庭の中では、見通しの持てない休校が続くストレスから、自傷や他害、生活習慣の乱れなどを引き起こし、本人のみならず、保護者やきょうだいに身体的・精神的な不調を生じている場合が多く見られます。

休校措置の継続に当たっては、障がいのある子ども・青年とその家族に対して、多様な障がいに対応し、感染の危険性を最大限低減するとともに、抱えている困難を解決できるように進めていくことが求められます。

このような状況を踏まえ、障がい児者の健康と安全、学び、労働を保障するため、以下のことを要請いたします。

要請項目

1 学校教育分野

- (1) 地域の感染状況を判断して、感染予防の対策を十分に行った上で学習活動を漸進的に再開してください。
- (2) 休校中は、感染予防の対策を十分に行ったうえで、学校を居場所として希望するすべての子どもを受け入れてください。また、グラウンド等の施設を在籍児童生徒が使用することを認めてください。
- (3) 休校中は児童生徒の状況を在籍する学校が随時把握し、必要な支援を行ってください。
- (4) オンラインによる授業を効果的に実施できるように、学校・家庭の通信環境や機器を整備してください。また、オンライン授業になじまない児童生徒の学習を保障する対応を行ってください。
- (5) 分散登校を行う場合は、スクールバスを運行するなどの通学を保障する方策をとってください。また、寄宿舎生のいる学校では、居住地が遠方のため登校が困難な児童生徒の登校を保障するための分散登校の実施方法を工夫してください。
- (6) 感染による重症化の危険性が高いなどの理由で、児童生徒が登校を控える場合について、学習を保障するための対応を行ってください。
- (7) 長期にわたる休校と外出自粛によって、体力低下とそれにとまなう免疫力低下が生じている児童生徒への対策を講じてください。また、メンタル面でのケアが必要な児童生徒への配慮をお願いします。
- (8) 寄宿舎生の帰省帰舎の回数が増えることから、帰省に関わる交通費の就学奨励費の上限回数を引き上げてください。また、道独自の支援を行ってください。
- (9) 小6・中3・高3の児童生徒の進路への不安を解消できるよう、必要な情報提供ときめ細やかな対応を行ってください。
- (10) 緊急事態に効果的に対応できる、人的・予算的体制や施設・機材等の整備を行ってください。
- (11) 臨時休校によりできなくなった学習を回復するための措置を、通常学校に準じて特別支援学校においても行ってください。
- (12) マスクや消毒液などの衛生用品の確保と学校への配布を行ってください。

2 障害福祉分野

- (1) 休校期間中の障害福祉サービスの支給量を必要に応じて増やしてください。市町村事業についても同様の対応を通知してください。
- (2) 障害福祉サービス事業所が安全かつ安定的に運営を継続できるように、人的・経済的な支援を行ってください。
- (3) 障がい児者が新型コロナウイルスに感染した場合の、障がいに配慮した医療提供体制の具体的な指針を策定してください。また、家族が感染した場合の本人支援体制を整備してください。
- (4) マスクや消毒液などの衛生用品の確保と福祉事業所や医療的ケア児者の家庭への配布を行ってください。

以 上